

奈良市告示第188号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定する。

平成25年3月27日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
奈良市東紀寺町一丁目701番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

(別図は省略し、その図面は奈良市環境部環境政策課に備え置いて閲覧に供する。)